

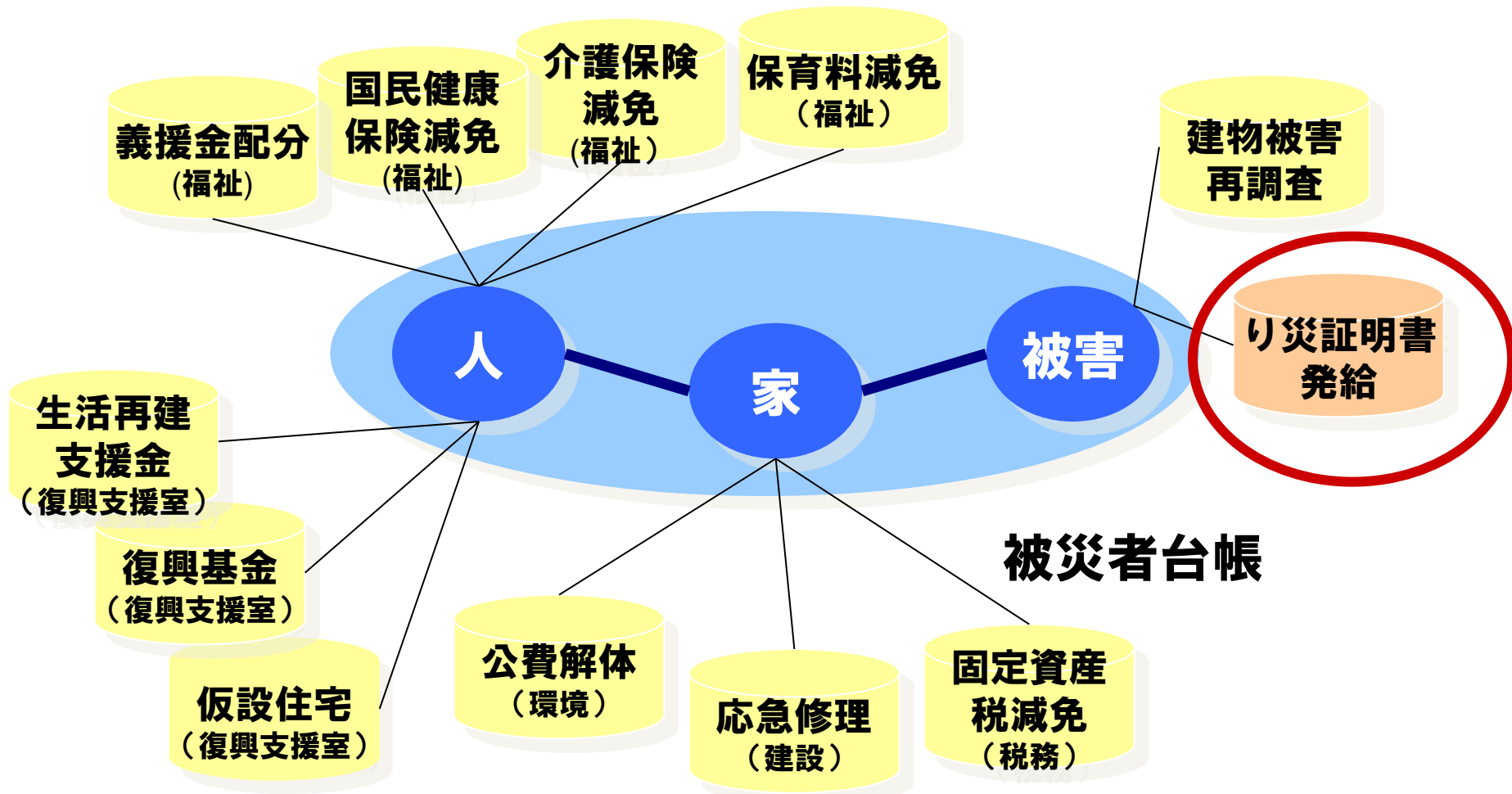
平成22年度 第3回成果発表会

# 被災者支援業務管理システム

---

新潟大学 災害復興科学センター 特任助教 井ノ口 宗成

# 被災者台帳にもとづく総合的な生活再建支援

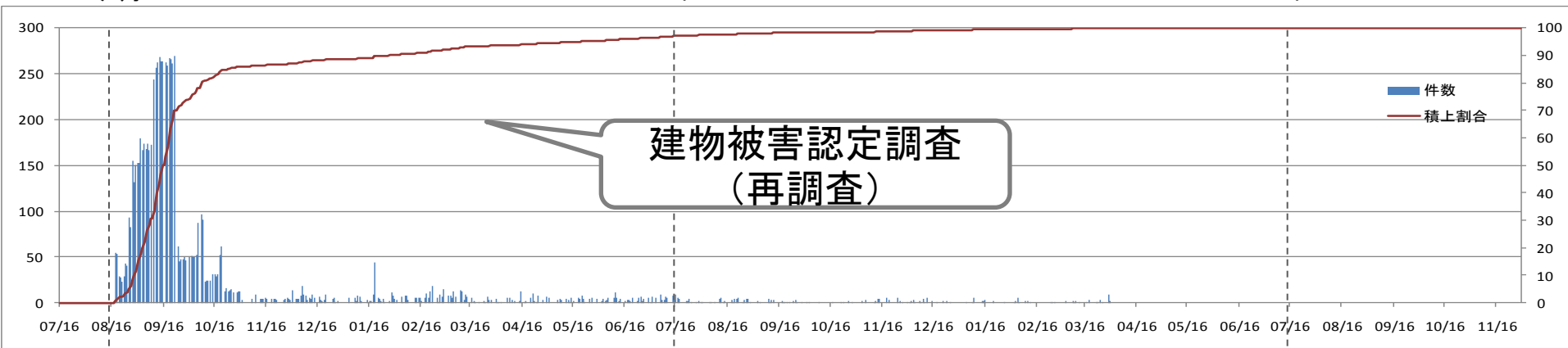


# 長期継続的な業務量の発生

1ヶ月

1年

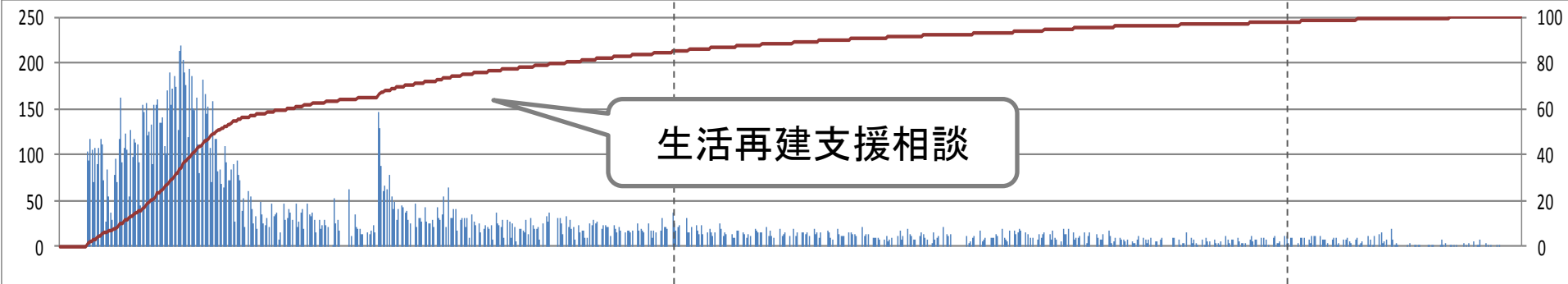
2年



建物被害認定調査  
(再調査)

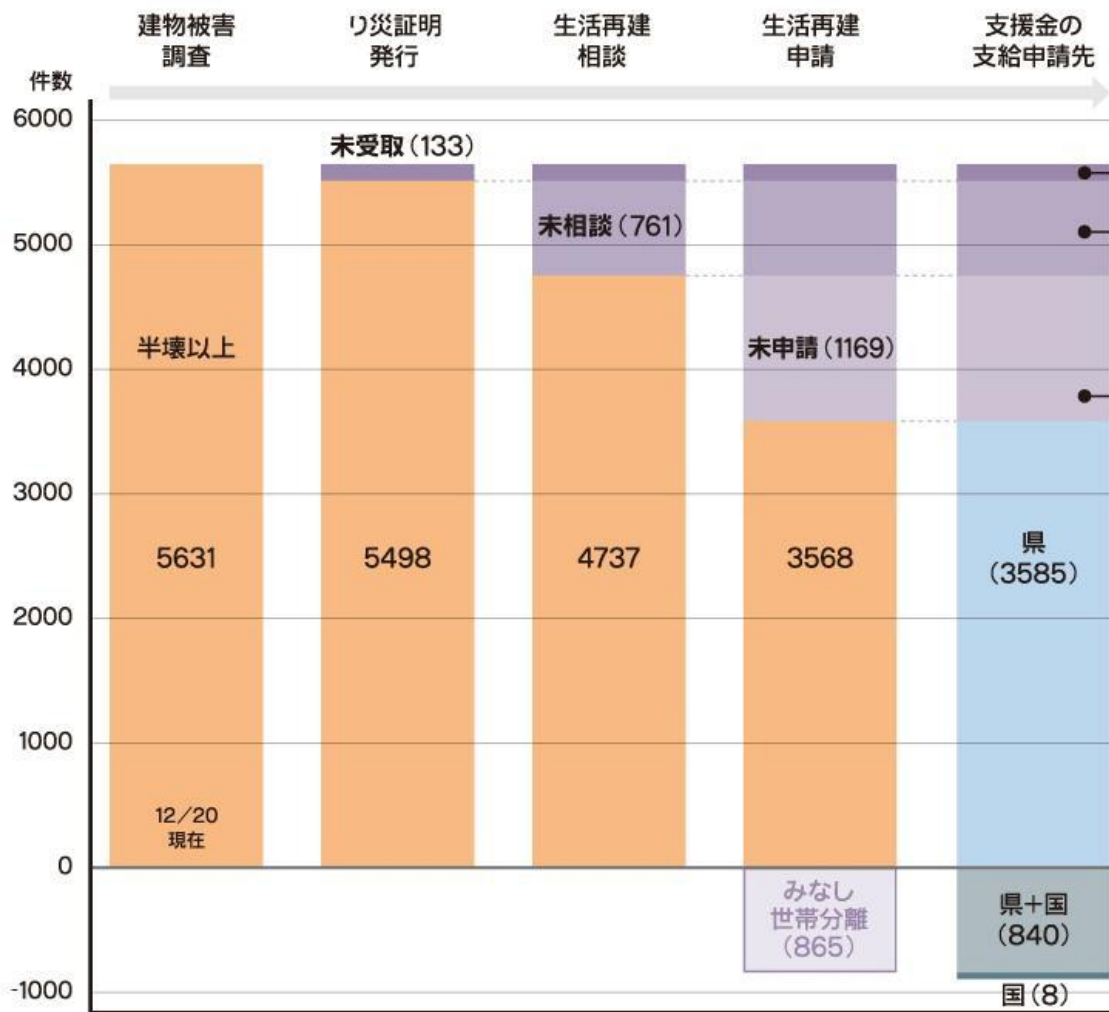


り災証明発行業務



生活再建支援相談

# 「取り残された被災者」へ行政が“攻める”



## 方策1

- 職員による現場確認を行い、居住実態があることを確認する。
- 居住実態がある場合には、個別宅訪問を行い、り災証明取得を促す。

## 方策2

- 各世帯への相談所に関する案内を郵送し、相談所来訪を促す。
- 来訪されない場合は、個別宅訪問をし、事情把握を行う。

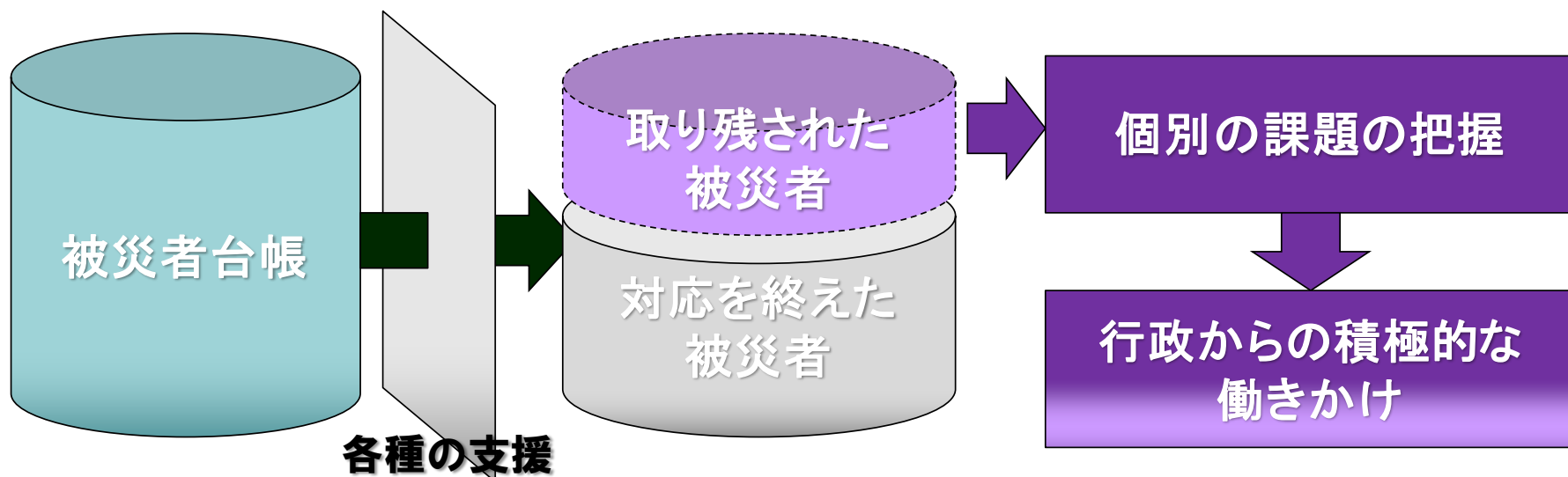
## 方策3

- 未申請者の中から、支給資格を持つ可能性が高い世帯を同定し、個別通知を行う。
- 自治体が把握している情報をもとに申請書を作成し、支援金申請を促す。

# 被災者台帳から“取り残された被災者”をあぶり出す

## 被災者台帳から“取り残された被災者”を把握できる

- ・被災者台帳では全ての被災者が把握できている
- ・支援メニューごとの申請状況から差分を見つけ出す
- ・“取り残された被災者”の個別課題を把握する
- ・行政から積極的な働きかけが実現される



# 被災者支援業務管理システム

- 個別に被災者の再建状況も把握しなければならない
  1. 個別に被災者の属性情報や再建状況を閲覧する
  2. 個別の対応記録を確認する
  3. 条件に基づいて集計を行なう

被災者生活再建支援相談受付

初回相談日: 2008/01/17 相談者番号: 国支振金の対象外 受付の登録  
前回相談日: 2010/01/22 本日: 2010年 1月22日 県支給番号: 国受付番号: 再建方針: 真実住宅 基金: 申し込み済

申請に来た人  
氏名: 新潟 太郎 申請者情報  
住所: 新潟県新潟市〇〇区〇〇町123  
電話番号: 012-345-6789

被災した人  
氏名: 新潟 太郎 被災者情報  
フリガナ: ニカサ タロウ  
生年月日: 昭和40年1月1日  
被災時住所: 〒000-0000 新潟県新潟市〇〇区〇〇町123  
現在住所: 〒000-0000 新潟県新潟市〇〇区〇〇町123  
備考:  
現在の世帯番号: 0 被災時の世帯番号: 0

被災証明書の内容  
被災証明書番号: 999999 被災情報の取得  
建物調査状況  
建物所有状況

基本情報  
世帯年取: 〇〇歳 世帯主確認  
世帯人数: 〇人 世帯主年齢: 〇歳 世帯主年齢の確定  
世帯種別: AT 世帯種別の確認  
判定結果: 全壊 要援護者あり

確認事項 | 県支振金 | 国支振金 | 応急修理 | 編集履歴 | 相談履歴  
確認事項  
解体の予定: 支援の進捗状況  
 半壊解体  
 敷地被害  
 長期避難あり  
生活の本拠: 〇〇  
家屋の所有: 〇〇  
その他: 〇〇  
同意事項  
 個人情報保護条例について確認した  
 本人確認をした

被災者生活再建支援台帳管理システム

PDFSelector

相談受付票  
ファイル名 更新日  
A-5445-1.pdf 2007/12/14

個別相談シート  
ファイル名 更新日  
B-5445-1.pdf 2007/12/14

銀行口座関連  
ファイル名 更新日  
C-5445-1.pdf 2007/12/14

居住証明関連  
ファイル名 更新日  
D-5445-1.pdf

貸賃証明関連  
ファイル名 更新日

みなし世帯分離関連  
ファイル名 更新日

訪問記録  
ファイル名 更新日

解体・修理関連  
ファイル名

再建確認書類関連  
ファイル名

その他  
ファイル名

H-5445-1.pdf

PDFで表示

# 被災者をどう認定するか

## 被災者認定の見直しが求められる

- ・「被災者世帯」が災害発生前とは異なる
- ・「どこを居宅としているか」が不明確

これらを確定するためには、

1. 災害発生時における被災者の生活実態の調査
2. 根拠資料の提示と確認



被災者相談所



1世帯の居宅を確定させるために必要となった、根拠資料群

### 新しい世帯を認定するための書類

- ・世帯みなし分離調書
- ・所得の源泉徴収票
- ・居住証明書
- ・世帯分離確認書
- ・その他、聞き取り文書

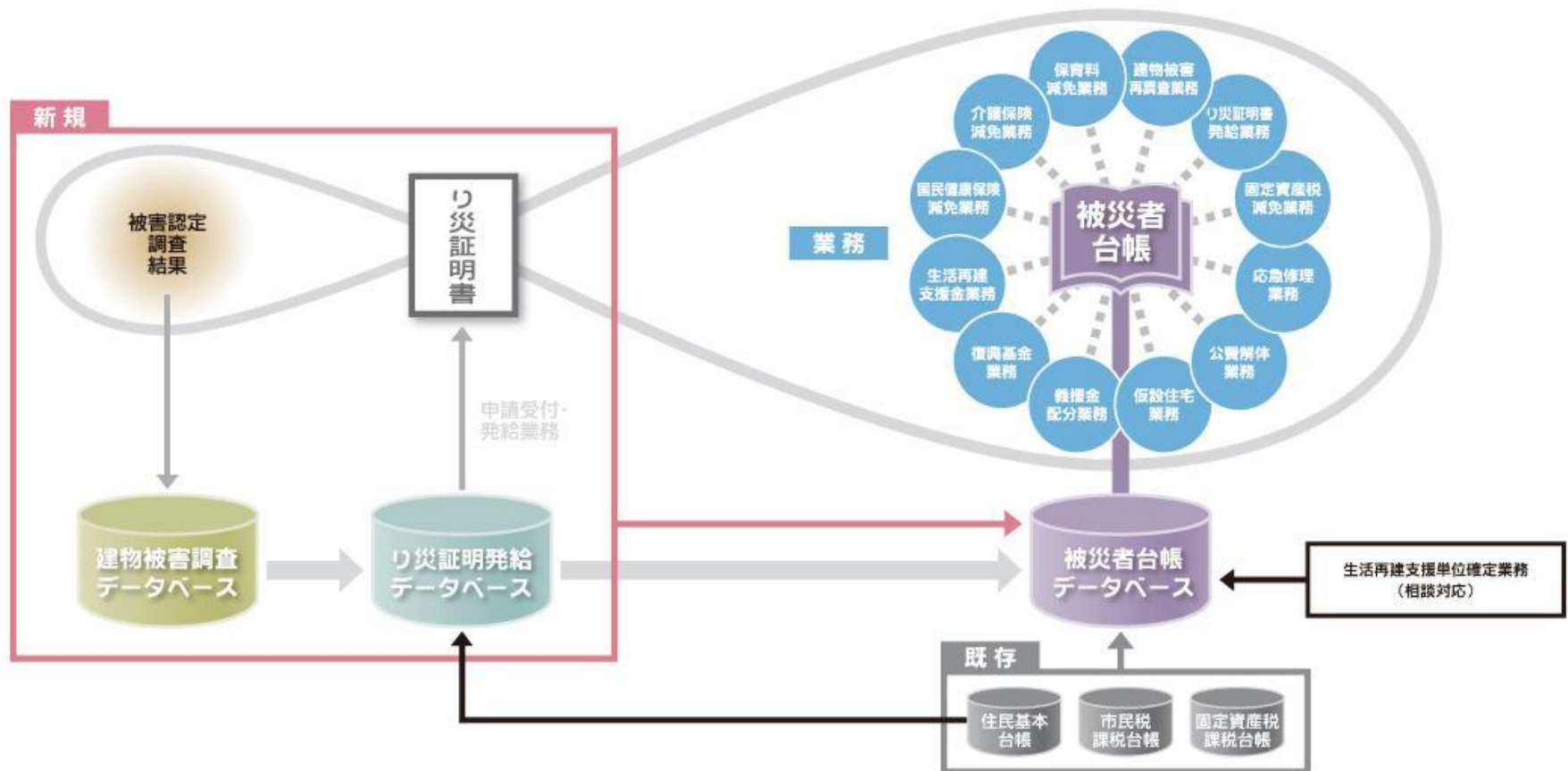
### 主たる居宅を確定するための書類

- ・居住実態聞き取り調査個票
- ・住宅地図
- ・住基(構成員リスト・個人)
- ・り災調査地図
- ・航空写真(実物確認)
- ・調査票
- ・調査時写真



# 被災者台帳が“攻めの行政”を実現する

“攻めの行政”を確立するには被災者台帳が欠かせない  
→ 一元的な被災者台帳において各種の支援状況を把握し、  
被災者の生活再建の状況を包括的に把握する。





# テーブル定義の見直しから実施中

システム名	り災証明発給システム	4. データ設計	作成日	2010/10/21	更新日	2011/2/3	版	1.2.1
書類名	基本設計書		作成者	清本 由太	更新者	田中 慎行	頁	40

## 4.4 テーブル

